

歯学科における教育

災害歯学の導入
(災害時に特化した内容)

OR AND

一般歯学教育の応用
(平時における内容)

OR AND

災害時の一般対応

大規模災害の定義
大規模災害の過去の事例
大規模災害対応の基礎知識
大規模災害時の歯科医師会の対応
大規模災害時の歯科医師の役割
大規模災害の他職種との協同

口腔ケアの意義・指導方法
遺体鑑別の目的・方法
急性症状への対応
義歯修理の方法
即時義歯の製作方法

災害への備え
災害時の避難方法
避難所における過ごし方
負傷時の応急手当

歯科研修医における教育

災害歯学の導入
(災害時に特化した内容)

OR AND

一般歯学教育の応用
(平時における内容)

OR AND

災害時の一般対応

(大規模災害の定義)
(大規模災害の過去の事例)
(大規模災害対応の基礎知識)
大規模災害時の地域歯科医師会の対応
(大規模災害時の歯科医師の役割)
大規模災害の他職種との協同
研修施設における災害対応方針

(口腔ケアの意義・指導方法)
(遺体鑑別の目的・方法)
(急性症状への対応)
(義歯修理の方法)
(即時義歯の製作方法)

研修施設における災害への備え
研修施設における災害時の避難方法
避難所における過ごし方
負傷時の応急手当

東京医科歯科大学歯学部歯学科に おける災害時教育の紹介

今後の作業

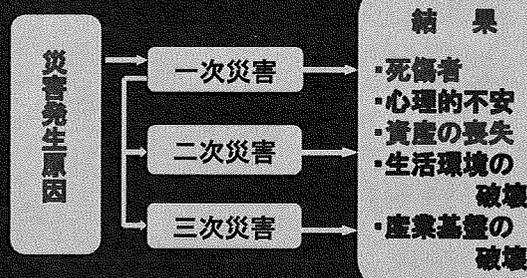
全国の歯科医療従事者養成校にて、今後、本件に関わる教育カリキュラムを構築する際に参考としてもらえる大災害時の歯科保健医療に関わる教育内容、方法を含んだ資料を作成する。教育目標は、本研究班にて研究、検討された内容をもとに作成し、実際の活動に反映されるような内容とする。

歯科衛生士に対する 災害時の歯科保健医療教育のあり方 — 歯科衛生士学生に対する教育 —

文部科研「地震災害被災者のQOL向上を目的とする歯科保健医療支援」
静岡県立大学短期大学部
歯科衛生学科 藤原 愛子

平成21年10月14日
シンポジウム「大規模災害の歯科保健医療に関する教育のあり方」

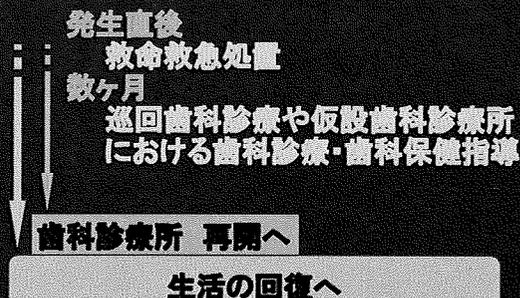
地震災害パターン



歯科保健医療ニーズに対する認識



災害時歯科保健医療対応の認識



被災者ニーズに対する認識

被災者に対する
歯科保健医療？

→ to

被災者のための
歯科保健医療？

→ for

被災生活

1. 避難所生活は1～2ヶ月程度期間におよぶ
2. 生活は非日常的である
 - ・日常性を取り戻したい
 - ・プライバシーを確保できる空間がほしい
3. 特異な環境下における疾病の進行阻止・予防ニーズがある
 - ・感染予防
 - ・被介護状態の進行・悪化の阻止
 - ・生活習慣病の進行阻止
 - ・震災関連死の防止：誤嚥性肺炎

5. 生活環境・避難物資の配給などの状況は、
避難所によって異なる

6. 歯科医療供給にも差が出る

例：歯科受診ができた時期

- ・ 割とすぐ :31%
- ・ 2~3日後 :25%
- ・ 1週間位後 :19%
- ・ 1ヵ月位後 :13%
- ・ 診てもらえなかった・歯医
者に行けなかった :12%

非日常的生活

歯みがき：1)歯ブラシ入手時期

2日以内 :44%

3日目 :13%

1週間以内 :25%

2週間以内 : 6%

1ヵ月後位 : 6%



※

2)給水の不足・排水の不備

もったいない

歯みがきに使うって

どういう神経なの？

きたない

口をすすいだ水でしょ！

排水設備に

負担をかけないで！



※

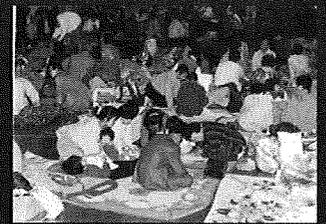
3)プライバシーの確保が困難

はずかしい

こんなところでは歯けたい！

入れ歯をはずした顔を見られたくない！

人前で歯みがきは、マナーに戻する

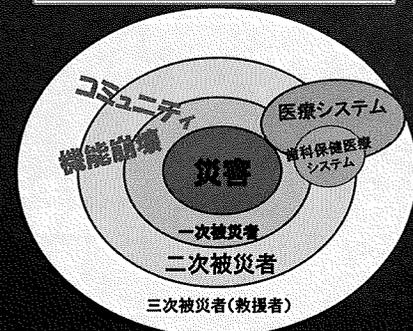


引用：『災害ストレスと心のケア』

教育計画に当たって課題とした事柄

1. 受講生の考えは、マスメディアから得た映像イメージに強く影響されている
→ 被災者の生活実態を伝える
2. 生活体験自体が乏しく、被災生活の理解は表面的なものにとどまる
→ 人は他者との関係性の中で生活していることを伝える
→ 被災者ニーズについて意識形成をする
3. 被災地における歯科衛生士の活動役割をイメージできない
→ 活動実態を例に歯科衛生業務と結びつけるとともに、一人の人間として考えさせる

講義の対象とする被災者



参考文献：『災害ストレスと心のケア』

「災害時歯科保健」

開講時期 3年次 前期

授業時間等 15時間 1単位 選択科目

目的

被災地における支援活動は生活(QOL)の回復を目指していることを理解し、被災者に寄り添うボランティアとして歯科衛生を実践する態度を養う。

行動目標

1. 被災地における歯科衛生士の役割を列挙する
2. 被災地における歯科保健医療活動の目的は、QOLの回復にあることを説明する
3. 歯科臨床における災害対策法を具体的に述べる

本年度授業からの反省

組織的活動の方法を知る

歯科保健支援のシミュレーション

- ・被災地域歯科医院の歯科衛生士としての行動
- ・歯科ボランティアとしての行動
- ・支援コーディネータの行動
(対策本部・災害ボランティアセンターとの連携)

歯科技工士に対する 災害時の歯科保健医療教育のあり方

2009.10.14

東京医科歯科大学歯学部附属歯科技工士学校
岡安 晴生

目的と方法

健康危機発生時における歯科保健医療体制の構築に向けて、歯科技工士養成校の実態調査を行い、教育体制の検討を進めた。

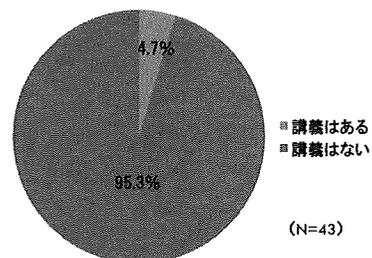
全国63歯科技工士養成校に対して、「歯科技工士養成校における大規模災害時の歯科保健医療教育に関するアンケート」を送付、回収し、分析を行った。

アンケートに当たっては、本調査以外の目的に使用しないことを伝え、同意の上で協力を依頼した。

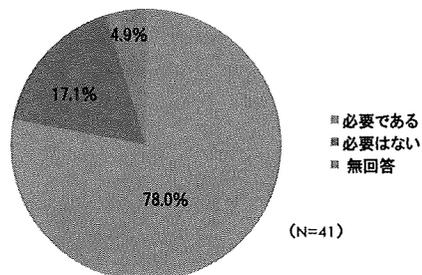
結果

1. 歯科保健医療に関する講義

大規模災害時の歯科保健医療に関する講義はありますか。

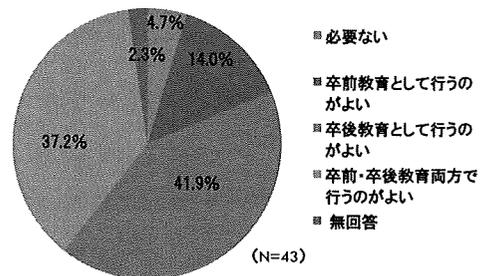


大規模災害時の歯科保健医療についての講義は必要であると思われますか。

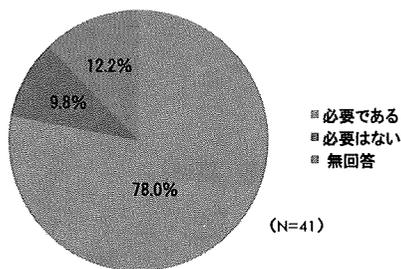


2. 歯科保健医療教育 カリキュラムプランニング

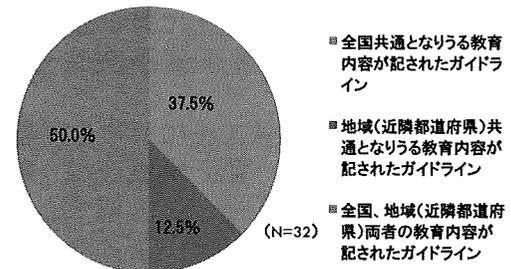
大規模災害時の歯科技工士の役割に関する
研修・教育は卒前・卒後のどこでなされるのがよいと
思われますか。



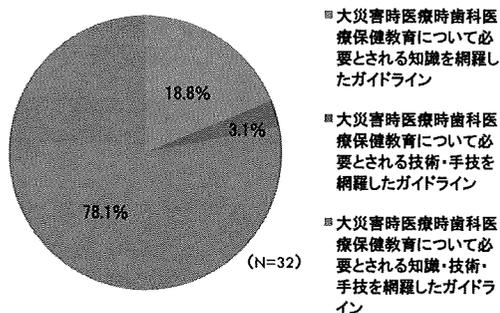
歯科技工士養成校において授業計画を立案する際
に、ガイドラインが必要と思われますか？



どのようなガイドラインが望ましいでしょうか？
(地域カテゴリー)



どのようなガイドラインが望ましいでしょうか？
(教育内容カテゴリー)



結論

1. 歯科技工士養成校において、その必要性は認識されているものの、大規模災害時の歯科保健医療についての講義・実習はほとんど行われていなかった。
2. 大規模災害医療時の歯科技工士の役割に関する研修・教育は、卒後教育を中心に行うべきであるという意見が大半を占め、その主体は歯科医師会、もしくは歯科技工士会が担うべきであろうと考えられていた。
3. 大規模災害時の歯科保健医療に関する教育については、全国共通で、知識・技術・手技を含めた指針が多くの養成校において必要とされていた。
4. 現在、技工士養成校は災害時救護活動の受け皿としての機能分担は困難であることが示唆された。

シンポジウム

”大規模災害の歯科保健医療に関する教育のあり方”

Date: 2009年10月14日 水曜日 15:00~18:00

Place: 東京医科歯科大学 1号館6階 演習室

過去に行ったアンケートから、歯学科、初期研修、歯科衛生士、歯科技工士の教育すべてにおいて、教育指針の必要性が示唆されています。災害時においては歯科医療従事者それぞれが協同して支援にあたる必要があります、その教育における連携が必要です。

また、今後構築していくべき歯科保健医療体制がどのようなものであれば、他の医療・保健を含む支援活動とうまく連動し、協力し合いながら地域住民のために生かされるものとなるのかも考えながら、現実の歯学教育の状況を踏まえ、教育のあり方の方向性を検討したいと思います。

関係者のご来場、ご参加を、お待ちしております。

【基調講演】

15:00

歯学科、初期研修歯科医に対する災害時の歯科保健医療教育のあり方

鶴田 潤 先生 (東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科 講師)

歯科衛生士に対する災害時の歯科保健医療教育のあり方

藤原 愛子 先生 (静岡県立大学短期大学部歯科衛生学科 教授)

歯科技工士に対する災害時の歯科保健医療教育のあり方

岡安 晴生 先生 (東京医科歯科大学歯学部附属歯科技工士学校 講師)

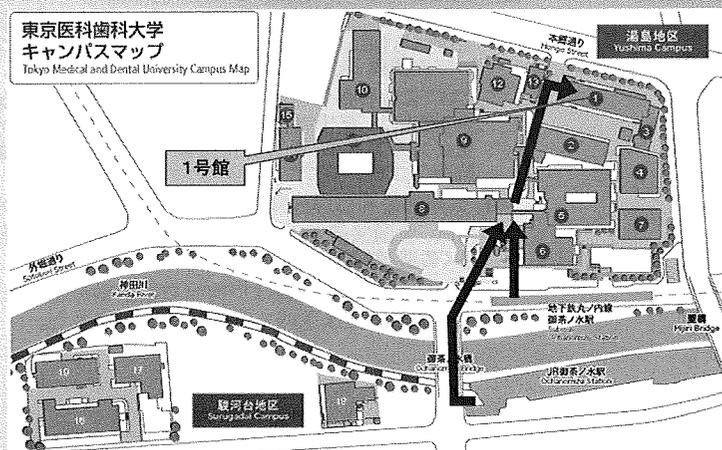
【討論】

16:45

大規模災害の歯科保健医療に関する教育のあり方

司会: 中久木康一 (東京医科歯科大学顎顔面外科)

会場地図



参加費無料・参加登録不要

厚生労働科学研究費補助金
(健康安全・危機管理対策総合
研究推進事業)による発表会

お問い合わせ

中久木康一
東京医科歯科大学・顎顔面外科
k-nakakuki.mfs@tmd.ac.jp
TEL 03-5803-5503(研究室)
FAX 03-5803-5500

共催

財団法人日本公衆衛生協会

大規模災害発生時における 口腔ケア活動の 意義と実際



厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究推進事業)
大規模災害時における歯科保健医療の健康危機管理体制の構築に関する研究

災害時口腔ケアの必要性

大 規模災害の発生時には、多くの被災者が避難所などで集団生活を強いられるため、こうした状況に特有の歯科的な問題も起こります。

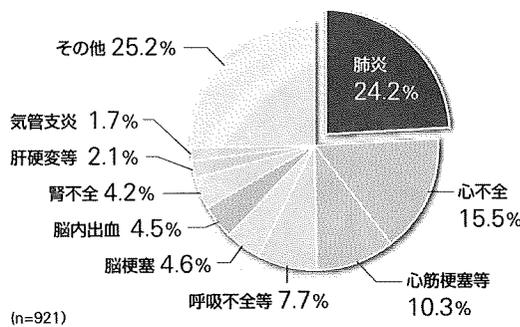
災 害による歯や口唇、口腔内粘膜(舌や頬粘膜等)への直接的な外傷はもちろんですが、避難生活が長期化すると、偏った食生活やストレスなどが原因で、う歯や歯周病、口内炎、智歯周囲炎、口臭など口腔内の問題が生じやすくなりま

す。ライフラインの断絶で水が不足している場合、歯みがきやうがいなどの口腔清掃がおろそかになりやすく、これも問題発生の一因になります。

ま た、高齢者の場合、口腔内を清潔に保たないと、誤嚥性肺炎などの呼吸器感染症が増加することが考えられます。そのため、近年は高齢者に対する口腔ケアを通じた肺炎予防が行われるようになってきています。

DATA
1

阪神・淡路大震災(95年)における『関連死』の死因別割合

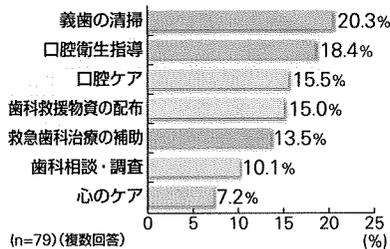


95年の阪神・淡路大震災で、関連死(地震が直接の原因ではない死)のうち最も多かったのは肺炎でした。一般に、肺炎のうち割合は誤嚥性肺炎と言われます。避難所生活では口腔の衛生状態を保つのが難しいことも一因となって、特に高齢者で肺炎などの呼吸器感染症が増える危険性があります。

資料：神戸新聞(2004年5月14日付)

DATA
2

新潟県中越地震(04年)の際に行われた歯科医療救護活動



04年の新潟県中越地震で、現地の歯科衛生士が行った歯科医療救護活動は、「義歯の清掃」が最も多く20.3%を占めました。なお、災害直後は避難所での「歯科救護物資の配布」などが中心で、被災者が自宅等に移るころには、「口腔衛生指導」などの割合が増えました。資料：日歯学誌 1(2), 2007

災害時口腔ケアの実際

1

歯ブラシ、歯間ブラシによる清掃指導



口腔清掃が不十分だと、歯周病や口内炎などを発症したり、症状が悪化するため、少量の水でも出来るうがいや、歯みがきなどの指導を行います

2

児童に対する食事指導

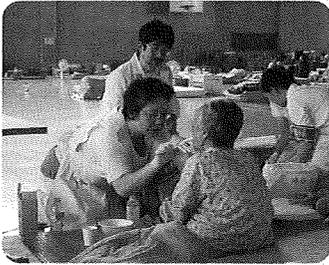


支援物資には菓子パンやお菓子なども多いため、間食指導・歯みがき指導により食生活の平常化を目指します

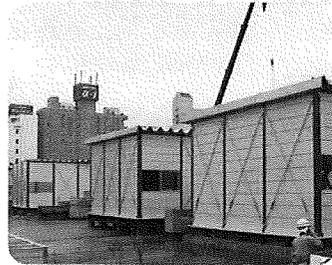
歯周病の悪化、う歯の発生、

被災地域・避難所での 口腔ケア活動

避難所の巡回



仮設住宅の巡回 (1ヵ月後～)



※自宅の要援護被災者も含む

歯科保健医療 関係者

- 歯科医師会
- 歯科衛生士会
- 歯科技工士会
- 自治体歯科保健担当者
- 歯科大学
- 歯科衛生士／歯科技工士養成校
- 地域歯科関係者

福祉避難所の巡回



中長期的支援活動 (～数年間)



3 高齢者に対する 入れ歯の洗浄、補水指導



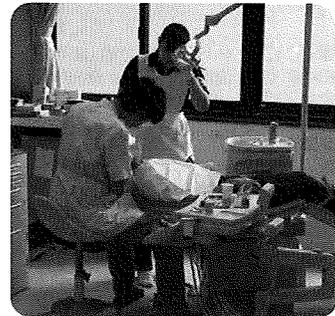
高齢者の避難所生活では、入れ歯の清掃不足、水分補給の不足による脱水、不十分な食事による体力低下などで、呼吸器疾患など様々な疾患にかかりやすくなるため、予防のための指導を行います

4 集団に対する 啓発活動



個別の指導とともに、掲示物やパンフレットなどを通じて、被災者の方々が適切な生活習慣を取り戻せるよう、サポートを行います

救急歯科治療



歯科医院が再開するまでは、仮設診療所で応急処置を受けることができます

口内炎、発熱(誤嚥性肺炎)などの予防

災害直後から避難所で必要になるもの (口腔ケア関係)

- 歯ブラシ
- 歯間ブラシ、デンタルフロス
- 歯みがき粉
- マウスウォッシュ(デンタルリンス)
- ミネラルウォーター(500ml)
飲料としてはもちろんですが、うがいのときも必要です
- 紙コップ
- スポンジブラシ
高齢者などの口腔ケアで使う、歯ブラシよりもやわらかいスポンジ素材のブラシです
- ウエットティッシュ
口腔ケア用のものもあります
- 舌ブラシ
- 保湿ジェル
口内炎や口腔乾燥対策として使えます
- 入れ歯洗浄剤、入れ歯安定剤、入れ歯用ブラシ



大規模災害発生後の避難所生活では、さまざまな口腔ケア用品が不足します。口腔ケア用品の備蓄を進めている歯科保健医療団体、地域自治体などもありますが、一人ひとりの地域住民の備えも大切であり、そのための啓発活動が必要とされています。

災害時の歯科保健医療体制の整備に向けて

現在、各歯科関係機関において、災害時の歯科保健医療に必要な体制づくりが進められています。関連する全国調査は平成17年より行われており、現在は厚生労働科学研究費の研究班として続けられています。

災害時の地域歯科保健医療は、歯科医院の歯科医師(歯科医師会)、保健所の歯科医師(行政)、病院/大学の歯科医師(勤務医)などを中心として、関連する保健医療従事者(歯科衛生士、歯科技工士、医師、看護師、保健師ら)が連携して担うことになります。各職種/機関の専門性を生かした支援体制づくりと、それぞれの連携が必要とされています。

また、各教育機関での教育体制も、整備が進められつつあります。

●パンフレット作成協力者(順不同)

田中彰(日本歯科大学新潟生命歯学部口腔外科)/足立了平(神戸常盤大学短期大学部口腔保健学科)/岡田広明、松崎正樹(新潟県歯科医師会)/三富純子、船岡陽子、関口恵理子、北林典子(新潟県歯科衛生士会)/上野博(新潟県歯科技工士会)/大塚誠之輔、山川尚人(柏崎市歯科医師会)/永井謙(上越歯科医師会・訪問口腔ケアセンター)/相沢朋代(柏崎市役所福祉保健部元気支援課)/御代出三津子(兵庫県歯科衛生士会)/島袋裕子(品川区保健所荏原保健センター)/小室貴子(荒川区保健所健康推進課)/安藤雄一(国立保健医療科学院口腔保健部)/中村宗達(静岡県厚生部医療健康局)/寺岡加代(東京医科歯科大学歯学部口腔保健学科口腔健康教育学)

厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究推進事業)
大規模災害時における歯科保健医療の健康危機管理体制の構築に関する研究

東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科・顎顔面外科学
中久木 康一
〒113-8549 東京都文京区湯島1-5-45
Mail:k-nakakuki.mfs@tmd.ac.jp

Ⅲ 研究成果の刊行に関する一覧表

研究成果の刊行に関する一覧

書籍 特になし

雑誌 特になし

IV 研究成果の印刷物・別刷

研究成果の印刷物・別刷

印刷物

パンフレット「大規模災害発生時における口腔ケア活動の意義と実際」

報告集「大規模災害時の口腔ケアに関する報告集」

別刷 特になし

平成 21 年度 厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）

「大規模災害時における歯科保健医療の健康危機管理体制の構築に関する研究」報告書

発行日 平成 22 年 3 月 25 日

研究代表者 中久木 康一

東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科 顎顔面外科学

〒113-8549 東京都文京区湯島 1-5-45

Tel: 03-5803-5503 Fax: 03-5803-5500

k-nakakuki.mfs@tmd.ac.jp

